

○訓戒等に関する訓令の適用に関する通達

昭和 34 年 1 月 20 日

海幕総人第 2 号の 7

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

訓戒等に関する訓令の適用に関する通達

標記について、昭和 33 年 12 月 22 日防衛庁訓令第 111 号により、訓戒処分に関する訓令の一部が改正されたが、この適用に際しては特に下記の点に留意されたい。命により通達する。

記

- 1 「注意」は「訓戒」よりさらに軽度の規律違反の場合の措置である。したがって、指導上の参考とすることは当然であるが、注意書の写を所属長に送付し、又は注意簿を作成するような措置をとって長期にわたりこれを隊員の不利益な取扱の資料としてはならない。
- 2 「訓戒」は訓令第 5 条の規定により記載を削除した後は、指導上の参考とすることは当然であるが、長期にわたりこれを隊員の不利益な取扱の資料としてはならない。